

第62期

定時株主総会 招集ご通知

NAGAWA
Social Creation Company

株式会社ナガワ

証券コード 9663

60th
ANNIVERSARY

日時

2026年6月16日（火曜日）
13時00分（受付開始：12時30分）

場所

東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F
大手町三井ホール

決議
事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 剰余金処分の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

六花撰9個入

手土産に六花亭のお菓子をご用意しております。
※議決権数にかかわらず、ご来場者お一人様につき一箱とさせていただきます。複数個のお渡しはできません。
※当日在庫終了後は「後日郵送用ハガキ」を配布いたします。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

このたび、株式会社ナガワは創立60周年を迎えます。この節目を迎えられたのは、ひとえにすべてのステークスホルダーの皆様のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社は、ユニットハウス(スーパーハウス)の製造・販売・レンタルから、モジュール・システム建築の設計施工、建設機械の販売・レンタルへと多角的な事業を展開してきました。幅広い社会のニーズに対応し、地域社会や産業基盤の整備に貢献してきたことを誇りに思います。

積極的な展示場の出店やリニューアルで運営体制の強化を行うことでより多くのお客様に製品を認知していただき、またブランドの向上に繋げてまいります。

さらに、当社は震災や集中豪雨、台風など自然災害発生時に仮設住宅の供給を通じて被災地の支援に取り組み、社会貢献を果たしてきました。この取り組みは、単に事業の一環としてではなく、地域や社会と共に歩む企業として責任を考えています。

今後も事業展開を加速し、軽量鉄骨建築におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立するとともに、お客様本位のものづくりを追求してまいります。

併せて、創立60周年を機に、新たな価値創造と社会貢献を通じて次の50年、100年へと続く企業の未来を描きます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ナガワ代表取締役社長 濱野新大

キーワード2026年度

経営理念

「明るく」「元気に」「前向きに」

革新力

目次

第62期定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役1名選任の件	5
第2号議案 監査役1名選任の件	6
第3号議案 剰余金処分の件	7
第4号議案 役員賞与支給の件	8
事業報告	9
計算書類	30
監査報告	33
株主総会会場ご案内図	巻末



株主各位

2026年5月29日
(電子提供措置の開始日2026年5月25日)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株式会社 ナガワ
代表取締役社長 濱野 新大

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第62期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://group.nagawa.co.jp/news.html>

当日、ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月15日（月曜日）17時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。又、インターネットによって議決権を行使することができますので、パソコン・スマートフォンから議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、サイトの案内に従って議案に対する賛否を、2026年6月15日（月曜日）17時までにご入力いただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、本招集ご通知の3ページから4ページをご参照ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月16日（火曜日）13時00分（受付開始：12時30分）
2 場 所	東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One 3F 大手町三井ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役1名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 剰余金処分の件 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

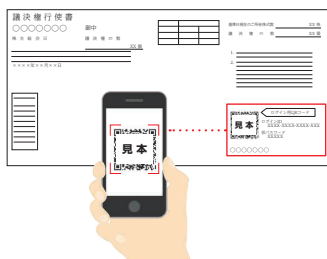
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

たか い いさむ
高井 勇
(1965年10月7日生)

所有する当社株式の数
600株



新任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1986年 4月 入社
1997年 4月 旭川営業所所長
2000年 4月 帯広営業所所長
2004年 4月 北海道ブロック ブロック長兼札幌営業所所長
2007年 4月 関東第二ブロック ブロック長
2011年 4月 北海道ブロック ブロック長
2022年 4月 営業本部部長関東第一ブロック ブロック長
2022年 6月 執行役員営業本部部長兼関東第一ブロック ブロック長
2026年 4月 執行役員営業本部長 (現任)

(注) 1. 高井氏は、新任の取締役候補であります。
2. 取締役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来40年にわたり、営業領域の業務を担当し豊富な経験と幅広い見識を有し2022年からは執行役員営業本部の部長として、関東第一ブロックの店舗の新規出店によるレンタル基盤の再構築、モジュールシステム建築の新商材の拡販などを行い着実に営業基盤の強化の成果を上げております。今後は、当社の営業領域の強化と企業価値の更なる向上に必要な人材と判断したため、新任の取締役候補といたしました。

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

現社外監査役1名が退任となるため、監査体制の強化・充実を図るため、補欠として社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、出口氏は退任予定の社外監査役本橋氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は退任する監査役の任期の満了する時までとなります。社外監査役候補者は、次のとおりであります。

で ぐち けん じ
出口 賢二

(1958年2月28日生)

所有する当社株式の数
一株



新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1987年 10月 監査法人西方会計事務所入所 (現有限責任監査法人トーマツ)	2017年 6月 新日本監査法人退所 (現 E Y 新日本有限責任監査法人)
1988年 9月 同事務所退所	2017年 7月 本軽井沢出口公認会計士事務所代表就任 (現任)
1988年 9月 センチュリー監査法人入所 (現 E Y 新日本有限責任監査法人)	2018年 5月 税理士法人T&S社員税理士就任
1991年 3月 公認会計士登録	2023年 7月 税理士法人T&S退所
2009年 7月 新日本監査法人シニアパートナー就任 (現 E Y 新日本有限責任監査法人)	2023年 8月 酒井敏江税理士事務所所属税理士登録 (現任)
2013年 9月 公認不正検査士 (ACFE) 認定	

- (注) 1. 出口氏は、新任の社外監査役候補であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

■社外監査役候補者とした理由

出口賢二氏は、長年にわたる公認会計士としての活動に基づく高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

現社外監査役の本橋信隆氏は、本総会の終結の時をもって退任となります。

第3号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案したうえで、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、『総還元性向※』30%を概ねの目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 100円 配当総額 1,549,952,200円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月17日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 2,900,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 2,900,000,000円

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率
なお、第62期の総還元性向は52.4%となっております。

第4号議案 役員賞与支給の件

取締役8名（うち社外取締役3名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、役員賞与総額70,610,000円、取締役分61,180,000円（うち社外取締役分5,130,000円）、監査役分9,430,000円（うち社外監査役分3,420,000円）を支給することといたしたいと存じます。本議案は、当期の業績、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当なものであると考えております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

役員賞与支給	70,610,000円
取締役8名分（うち社外取締役3名）	61,180,000円（5,130,000円）
監査役3名分（うち社外監査役2名）	9,430,000円（3,420,000円）

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 会社の現況

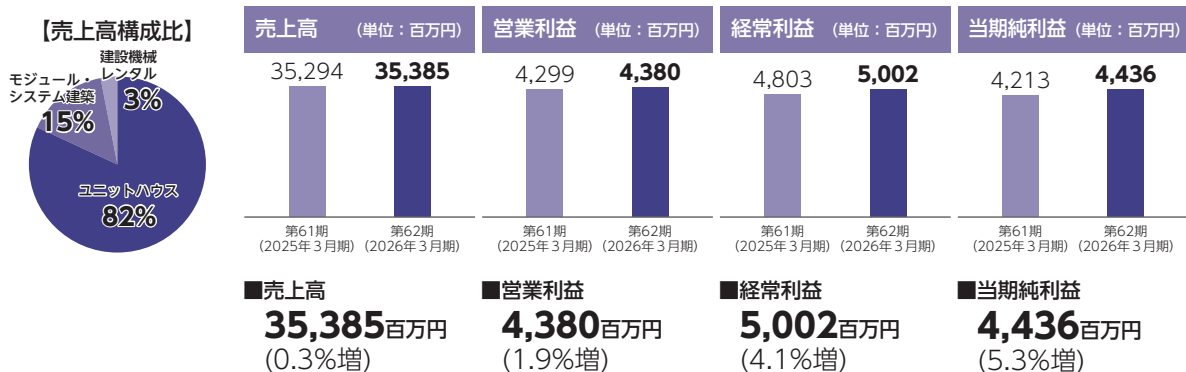
(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移し、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は穏やかに回復基調で推移しました。一方で物価上昇の継続に加え、米国の通商政策を巡る不確実性や中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格上昇への懸念、金融資本市場の急激な変動もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

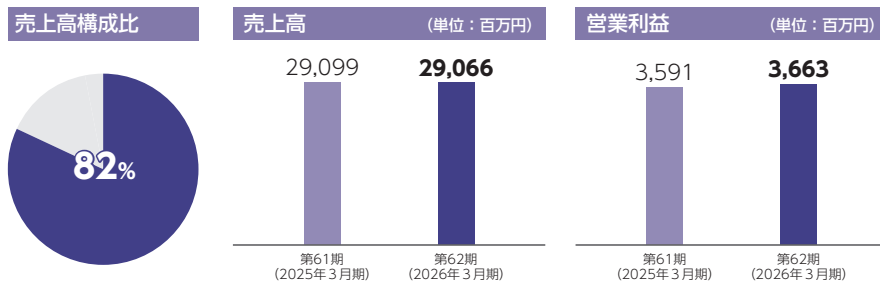
このような環境のもと、前期に行った展示場の新規出店や、工場への全自動溶接ロボット導入による省人化を通じて、受注体制及び生産体制の強化に努めてまいりました。キャンペーン性を強めた展示会イベントを実施し展示場の集客施策により、新棟・中古販売の強化を図ってまいりました。レンタルハウスにおいても継続的に投資を行うことで、保有棟数を着実に増やしレンタル供給力強化に努めてまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は353億8千5百万円（前期比0.3%増）、営業利益は43億8千万円（前期比1.9%増）、経常利益は50億2百万円（前期比4.1%増）、当期純利益は44億3千6百万円（前期比5.3%増）となりました。



事業区分別売上状況は次のとおりであります。

ユニットハウス事業

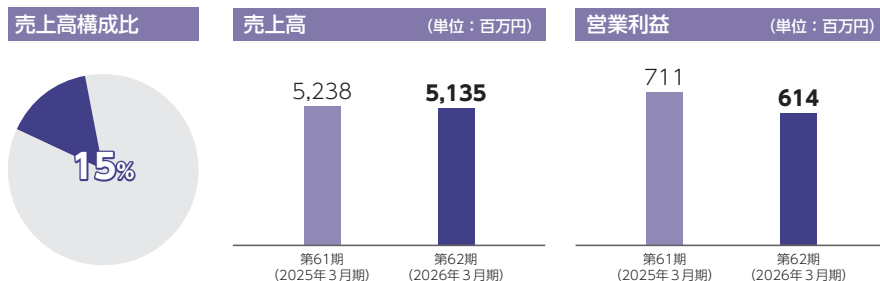


ユニットハウス事業におきましては、前期に出店した常設展示場の運営が軌道にのってきたことが、集客増の効果をもたらし、販売強化に寄与いたしました。販売製品におきましても引き続き資材の高騰が進みましたが生産工程のロボット化や部材の仕様変更などにより原価高騰の抑制などに努めたことが、販売の拡大につながりました。

また、積極的にレンタルハウスの生産の設備投資を進めることで市場への供給体制の強化と高い稼働率の維持に努めてまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は290億6千6百万円（前期比0.1%減）となりました。また、セグメント利益は36億6千3百万円（前期比2.0%増）となりました。

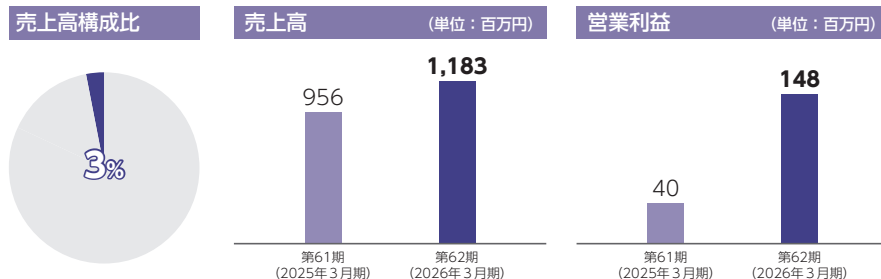
モジュール・システム建築事業



モジュール・システム建築事業におきましては、前期出店の展示場の効果の寄与により、幅広い業界・業種からの需要・引合いが増加したものの、市場の職人不足と資材高騰が進んだことで、法人の設備投資案件が大型案件から小型案件に規模縮小傾向で受注の鈍化が見受けられました。また、職人不足や原価の高騰の影響により、営業利益は前期を下回る推移となりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は51億3千5百万円（前期比2.0%減）となりました。また、セグメント利益は6億1千4百万円（前期比13.7%減）となりました。

建設機械レンタル事業



建設機械レンタル事業におきましては、北海道新幹線の工事が続き、稼働率の押し上げに寄与しました。また、付加価値営業の強化策として建設機械販売も増加となりました。環境対策を考慮した建設機械の拡販も引き続きおこない、一般的な建設工事向けの需要も堅調に実績となってまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は11億8千3百万円（前期比23.7%増）となりました。また、セグメント利益は1億4千8百万円（前期比262.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

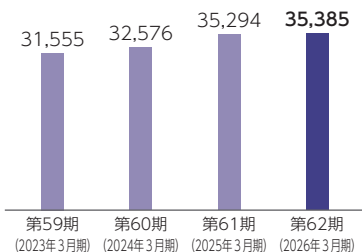
当事業年度における設備投資は53億1千2百万円で、その主なものは、貸与資産の取得46億4千8百万円であります。

③ 資金調達の状況

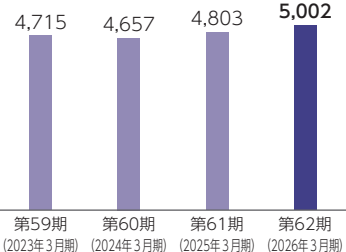
上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

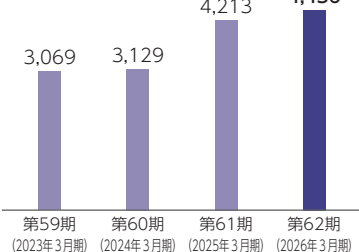
売上高 (単位：百万円)



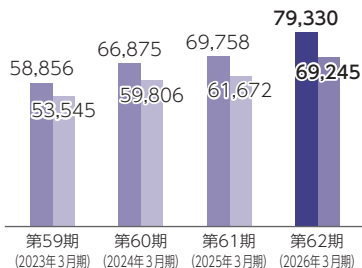
経常利益 (単位：百万円)



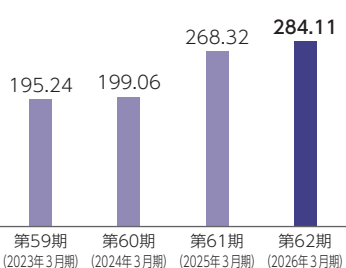
当期純利益 (単位：百万円)



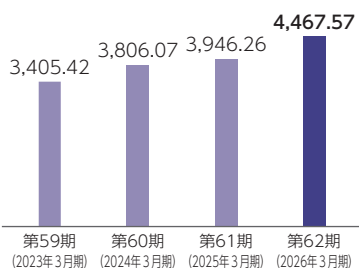
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第59期 (2023年3月期)	第60期 (2024年3月期)	第61期 (2025年3月期)	第62期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	31,555	32,576	35,294	35,385
経常利益	(百万円)	4,715	4,657	4,803	5,002
当期純利益	(百万円)	3,069	3,129	4,213	4,436
1株当たり当期純利益	(円)	195.24	199.06	268.32	284.11
総資産	(百万円)	58,856	66,875	69,758	79,330
純資産	(百万円)	53,545	59,806	61,672	69,245
1株当たり純資産	(円)	3,405.42	3,806.07	3,946.26	4,467.57

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

次年度につきましては、国内外の景気は、資源価格の高止まりや中東情勢の悪化等に伴う地政学リスクの高止まりなどを背景に、先行き不透明な状況が継続しております。

建設業界におきましては、建設投資が公共、民間ともに堅調に推移するものの、労働力不足や資材価格・労務費の上昇といった要因から、依然として不透明な状況が続くとともに、働き方改革関連法の適用により人材の確保や、適正な工期設定による現場環境の変化への対応が求められる等、経営環境は予断を許さない状況が予想されます。

このような環境のもと当社といたしましては、景気回復に伴い拡大する需要に着実に対応すべく、(1) モジュール建築展示場、サテライト展示場の増設による空白地域の販売網拡大、(2) AIを活用した受発注・配車、作図・積算、棚卸、提案資料などの効率化、(3) モジュール・システム建築事業のさらなる拡大のためのM&A推進による人材確保と業容拡大、(4) 旺盛な需要に対応した積極的な貸与資産への投資、(5) 資格取得によるプロ集団の形成に取組み、低層建築市場における「軽量鉄骨ゼネコン」の確立を目指してまいります。

さらに、多様化する顧客の要望に対応するため、海外への再進出も視野に入れた商品開発を進め、優位性の高い商品の供給はもちろん、販売網の拡大と設備投資による供給力の強化も進めてまいります。

また、コーポレートガバナンスをはじめコンプライアンス遵守とリスクマネジメントに誠実に取組み、経営の透明性と健全性を一層高め、継続的な企業価値向上に努めてまいります。

2027年3月期通期業績の見通しにつきましては、売上高380億円、営業利益45億円、経常利益51億円、当期純利益33億円を予想しております。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社はユニットハウスの製造・販売・賃貸、建設機械・備品の、販売・賃貸及びモジュール・システム建築の販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在) 支店・営業所・出張所のみ記載

当社

本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

営業拠点

旭川営業所	(北海道旭川郡当麻町)	浜松営業所	(浜松市中央区)
帯広営業所	(北海道帯広市)	静岡営業所	(静岡市葵区)
札幌支店	(札幌市東区)	安城営業所	(愛知県安城市)
登別営業所	(北海道登別市)	名古屋支店	(名古屋市中区)
伊達営業所	(北海道伊達市)	三重営業所	(三重県四日市市)
倶知安営業所	(北海道虻田郡倶知安町)	岐阜営業所	(岐阜県岐阜市)
道南営業所	(北海道二世郡八雲町)	金沢営業所	(石川県金沢市)
函館営業所	(北海道函館市)	富山営業所	(富山県富山市)
青森営業所	(青森県青森市)	福井営業所	(福井県福井市)
盛岡営業所	(岩手県盛岡市)	京都営業所	(京都市中京区)
仙台支店	(宮城県名取市)	奈良営業所	(奈良県北葛城郡広陵町)
秋田営業所	(秋田県秋田市)	滋賀営業所	(滋賀県栗東市)
山形営業所	(山形県山形市)	大阪支店	(大阪市北区)
郡山営業所	(福島県郡山市)	堺営業所	(堺市堺区)
いわき営業所	(福島県いわき市)	和歌山営業所	(和歌山県和歌山市)
新潟営業所	(新潟市中央区)	神戸営業所	(神戸市中央区)
長岡営業所	(新潟県長岡市)	姫路営業所	(兵庫県姫路市)
上越営業所	(新潟県上越市)	島根営業所	(島根県松江市)
長野営業所	(長野県長野市)	岡山営業所	(岡山市中区)
前橋営業所	(群馬県前橋市)	広島営業所	(広島市中区)
宇都宮営業所	(栃木県宇都宮市)	山口営業所	(山口県山口市)
水戸営業所	(茨城県水戸市)	高松営業所	(香川県高松市)
つくば営業所	(茨城県つくば市)	高知営業所	(高知県高知市)
千葉営業所	(千葉市中央区)	松山営業所	(愛媛県伊予郡砥部町)
埼玉営業所	(さいたま市大宮区)	福岡営業所	(福岡市中央区)
東京支店	(千代田区)	北九州営業所	(北九州市小倉北区)
日野営業所	(東京都日野市)	長崎営業所	(長崎県長崎市)
横浜営業所	(横浜市中区)	大分営業所	(大分県大分市)
川崎営業所	(川崎市川崎区)	熊本営業所	(熊本県熊本市南区)
神奈川営業所	(神奈川県平塚市)	宮崎営業所	(宮崎県宮崎市)
甲府営業所	(山梨県甲斐市)	鹿児島営業所	(鹿児島県鹿児島市)
沼津営業所	(静岡県沼津市)		

工場

石狩工場	(北海道石狩市)	京都工場	(京都府木津川市)
仙台工場	(宮城県亘理郡山元町)	岡山工場	(岡山県瀬戸内市)
結城工場	(茨城県結城市)	福岡工場	(福岡県鞍手郡鞍手町)
岩槻工場	(さいたま市岩槻区)	宮崎工場	(宮崎県都城市)
東員工場	(三重県員弁郡東員町)		

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
552 (15) 名	15名 (▲3) 名	38.53歳	8.91年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,357,214株 |
| | (自己株式 857,692株を含む) |
| ③ 株主数 | 12,125名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
高橋 修	2,010	12.96
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,909	12.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,420	9.16
高橋 学	1,000	6.45
菅井 賢志	731	4.71
株式会社北洋銀行	683	4.40
株式会社三菱UFJ銀行	610	3.93
高橋 悦雄	471	3.04
有限会社エヌ・テー商会	416	2.68
JP MORGAN CHASE BANK 385642	384	2.47

(注) 1. 持株比率は自己株式 857,692株を控除して計算しております。

2. 当社は、857,692株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	高橋 修	
代表取締役社長	新村 亮	
常務取締役	濱野 新大	営業本部長
常務取締役	菅井 賢志	技術本部長
取締役	溝口 真樹	製造本部長
取締役	木之瀬幹夫	紀尾井坂テーマス総合法律事務所弁護士
取締役	猪岡 修治	
取締役	高橋 淳子	高橋淳子税理士事務所代表
常勤監査役	高橋 学	
監査役	鳥海 隆雄	鳥海公認会計士事務所代表
監査役	本橋 信隆	本橋公認会計士事務所代表

- (注) 1. 2026年4月1日より、代表取締役社長の交代があり、新村亮氏から濱野新大氏となっております。
2. 取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏、高橋淳子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、社外監査役であります。
4. 監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏、高橋淳子氏、監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2020年4月1日より、執行役員制度を導入いたしました。
- 執行役員制度の導入により、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行役員が「業務執行」を行う体制を構築するとともに、取締役会は「経営方針の決定と監督」を主な役割とし、取締役会の機能強化を図っております。
- ・上席執行役員・・・自らも経営方針の決定と監督に関わり、より経営に近い視点に立ちながら重要事項を監督・実行する役割をもつ。
 - ・執行役員・・・決定した重要事項について実行する役割をもつ。
- 執行役員の役職は次のとおりであります。

氏名	役職
久納 正義	上席執行役員 管理本部副本部長
大澤 博之	執行役員 営業本部部長兼東北ブロック長
高井 勇	執行役員 営業本部部長兼関東第一ブロック長

7. 2026年3月31日をもって、上席執行役員の久納正義氏は退任となっております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	151,700	95,650	56,050	5
監査役 (社外監査役を除く)	17,310	11,300	6,010	1
社外取締役	15,930	10,800	5,130	3
社外監査役	10,620	7,200	3,420	2
合 計	195,560	124,950	70,610	11

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 ・ 2026年6月16日開催の第62期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 取締役 8名 61,180千円 (うち社外取締役 3名 5,130千円)
 監査役 3名 9,430千円 (うち社外監査役 2名 3,420千円)

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、上記決議時において取締役の員数は8名でありました。

監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において監査役の員数は3名でありました。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名報酬委員会が取締役が受ける個人別の報酬の内容に関する方針を決定しております。報酬等の総額は、基本報酬 (固定報酬)、賞与で構成しており、報酬額の算定にあたっては、業績のほかにも事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定しております。なお、指名報酬委員会は、当該事業年度の取締役の個人別の報酬等について、指名報酬委員会が決定した方針に従って決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当部門について総合的に評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会で決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木之瀬幹夫氏は、紀尾井坂テームス総合法律事務所弁護士であります。当社と紀尾井坂テームス総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役猪岡修治氏は、兼職を行っておりません。従いまして特別の関係もありません。
- ・取締役高橋淳子氏は、高橋淳子税理士事務所代表であります。当社と高橋淳子税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鳥海隆雄氏は、鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本橋信隆氏は、本橋公認会計士事務所代表であります。当社と本橋公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 木之瀬幹夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に法律等に関し、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員昇格や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 猪岡 修治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に企業経営の統治及び受注、製造について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回のうち1回出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員昇格や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 高橋 淳子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鳥海 隆雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査役会16回のうち14回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 本橋 信隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会16回のうち16回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2015年5月7日)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
- (2) 上述の活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
- (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社が直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確な意思決定を行う。
- (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。
- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社の役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、全体の企業価値の向上を図るとともに、経営理念に基づく関係会社管理規程に則って指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら全体としての業務の適正化を図る。
- (2) 監査室は、当社子会社を含めた全体の内部監査を実施する。
- (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全体のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の役員及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (3) 当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず社会的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行わない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行ったうえで取引を開始しなければならない。

万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに取引を解消する。

- (4) 不当要求を防止するために、役員並びに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行わない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに所定の方法により通報する。
- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要がある場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針会議を実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、監査室による内部監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役に報告しております。

また、当事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを認識しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(a) 企業価値向上への取組み

- ア. 当社の企業価値の源泉
 - (ア) 高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力
 - (イ) 健全な財務体質
- イ. 企業価値向上に向けた取組み
 - (ア) 製品開発について
 - (イ) 成長分野への積極的投資
 - (ウ) 人材育成への取組み
 - (エ) 社会貢献活動

(b) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

- ア. 企業統治体制の状況
- イ. 内部統制システムの整備状況
- ウ. 内部監査及び監査役監査の状況
- エ. リスク管理体制の整備状況

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）導入の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することにいたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等又は当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2025年6月17日開催の第61期定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとなっております。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 各取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 上記②について

上記②に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではありません。

(b) 上記③について

当社は、上記③の取組みは、基本方針に沿うものであり、また、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものであること、独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示の仕組みがあること、合理的な客観的要件が設定されていること、デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

計算書類

貸借対照表 第62期 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	27,384	流動負債	6,299
現金及び預金	14,876	買掛金	2,728
受取手形	133	未払金	374
電子記録債権	2,256	未払費用	139
売掛金	4,618	未払法人税等	1,273
契約資産	324	未払消費税等	207
商品及び製品	4,171	契約負債	454
仕掛品	345	前受金	746
原材料及び貯蔵品	444	預り金	52
前渡金	0	賞与引当金	250
前払費用	202	役員賞与引当金	70
その他	11	資産除去債務	1
貸倒引当金	△1	その他	0
固定資産	51,945	固定負債	3,785
有形固定資産	27,961	長期未払金	24
貸与資産	14,924	資産除去債務	111
建物	3,518	繰延税金負債	3,647
構築物	927	その他	2
機械及び装置	467		
車輛運搬具	24	負債合計	10,085
工具、器具及び備品	229		
土地	7,839	純資産の部	
建設仮勘定	30	株主資本	60,546
無形固定資産	195	資本金	2,855
借地権	20	資本剰余金	9,443
電話加入権	16	資本準備金	4,586
水道施設利用権	3	その他資本剰余金	4,857
ソフトウェア	115	利益剰余金	52,002
ソフトウェア仮勘定	39	利益準備金	713
投資その他の資産	23,788	その他利益剰余金	51,288
投資有価証券	22,763	別途積立金	44,900
関係会社株式	9	繰越利益剰余金	6,388
出資金	0	自己株式	△3,755
長期前払費用	218	評価・換算差額等	8,698
敷金及び保証金	746	その他有価証券評価差額金	8,698
その他	50		
資産合計	79,330	純資産合計	69,245
		負債純資産合計	79,330

損益計算書 第62期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	35,385
売上原価	21,286
売上総利益	14,099
販売費及び一般管理費	9,718
営業利益	4,380
営業外収益	647
受取利息	24
受取配当金	584
受取賃貸料	18
雑収入	19
営業外費用	24
支払手数料	1
株式報酬費用	19
雑損失	3
経常利益	5,002
特別利益	2,134
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	2,133
特別損失	477
固定資産処分損	20
投資有価証券売却損	456
税引前当期純利益	6,659
法人税、住民税及び事業税	2,236
法人税等調整額	△14
当期純利益	4,436

株主資本等変動計算書

第62期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,855	4,586	4,848	9,435	713	42,100	5,689	48,503	△2,998	57,796
当期変動額										
別途積立金の積立						2,800	△2,800	－		－
剰余金の配当							△937	△937		△937
当期純利益							4,436	4,436		4,436
自己株式の取得									△775	△775
自己株式の処分			8	8					19	27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	8	8	－	2,800	698	3,498	△756	2,750
当期末残高	2,855	4,586	4,857	9,443	713	44,900	6,388	52,002	△3,755	60,546

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,875	3,875	61,672
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△937
当期純利益			4,436
自己株式の取得			△775
自己株式の処分			27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,822	4,822	4,822
当期変動額合計	4,822	4,822	7,572
当期末残高	8,698	8,698	69,245

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄和也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村謙志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人、E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ナガワ 監査役会
常勤監査役 高橋 学 ㊞
社外監査役 鳥海 隆雄 ㊞
社外監査役 本橋 信隆 ㊞

以 上



株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール



■アクセス

- ・東京メトロ「大手町駅」C4又はC5出口直結
千代田線／徒歩約2分 半蔵門線／徒歩約3分 丸ノ内線／徒歩約5分 東西線／徒歩約9分
都営地下鉄三田線／徒歩約6分
 - ・東京メトロ「竹橋駅」4番出口より徒歩約5分
 - ・JR「東京駅」丸の内中央口地下道直結 徒歩約12分
- ◎駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
◎雨天の際には、東京メトロ「大手町駅」C4出口をお使い頂くと、地下道から直接お越し頂けます。

サポートが必要な株主様へ

ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。また、受付の筆談サポートもご用意しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。